

個人番号（マイナンバー）が確認できるもの及び身元確認書類について

マイナンバーを使った情報照会で所得情報や戸籍情報が確認できる場合は、税証明・戸籍謄本などの書類の提出が不要になります。また、公金受取口座を利用する場合は預金通帳等の提出が不要になります。

(1) マイナンバー確認書類（申請書に記載する方全員分）

- マイナンバーカード
- 通知カード（カード記載事項と住民登録上の内容が一致する場合に限る。）
- 個人番号が記載された住民票もしくは住民票記載事項証明書

(2) 申請者の身元確認書類

顔写真付きの身分証明書等（以下から1つ）

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 特別永住者証明書
- 障害者手帳
- 官公署から発行された証 など

顔写真なしの身分証明書（以下から2つ）

- 健康保険証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- その他官公署が発行した書類であって、氏名、生年月日、住所が記載されているもの

(3) 郵送で提出する際の注意点

マイナンバーが記入された書類を送付する際は、漏洩、紛失等の事故防止のため、簡易書留など、発着記録が残る方法で送付してください。